[座談会連動企画] *本企画と併せて、座談会(P16~)もご覧ください。

これからの障害学生支援 ―合理的配慮の義務化と大学―

村 田 淳

ディレクター 京都大学学生総合支援機構准教授 HEAP(高等教育アクセシビリティプラットフォーム) D - RC (障害学生支援部門)チーフコーディネーター・

はじめに

この問いかけから始めることが適切であると考えており、 としては、このタイトルの原稿を執筆するにあたって、 み進めていただければ幸いである。 読み手の皆さんにはこれらの問いに答えつつ、本稿を読 たいことは何か、という問いに言い換えてもよい。筆者 少し具体的にいえば、各大学が目指したいことや達成し 大学の持つ本来の目的や普遍的な価値とは何か。もう

> 員の理解啓発等の必要性が増している。 的配慮を提供するためのシステムの構築、そして、 を伴うような状況となっており、支援体制の整備や合理 名であった障害のある学生の在籍者数は、2022年度 する実態調査※1」によれば、2006年度に4937 機構(JASSO)の「障害のある学生の修学支援に関 であろう。その統計データとして代表的な日本学生支援 加していることはすでに多くの大学関係者の知るところ なっている。各大学では、このような動向について実感 には4万9672名となっており、15年程度で約10倍と 大学等の高等教育機関において、障害のある学生が増

行を見据えて実施された、 害のある学生の修学支援に関する検討会」の報告となる 識・対応をすべきかを確認する。また、この改正法の施 障害者差別解消法の施行を受けて、大学がどのような認 きなインパクトを与える法整備となる。本稿では、改正 なったものであり、大学等の高等教育機関に対しても大 差別解消法について、この間に見直しが図られることに 者差別解消法が施行した。2016年に施行した障害者 このような状況の中、2024年4月1日に改正障害 文部科学省の有識者会議 障

が障害のある学生の支援にアプローチするための情報を「第三次まとめ」の要点を紹介することで、今後、各大学

1 改正障害者差別解消法の施行

提供したい。

法は2021年に改正法が成立し、2024年4月1日 大学等)においては法的義務、事業者(私立大学等)に 的配慮の提供については、国・地方公共団体等(国公立 を理由として差別することを禁止している。 により、国・地方公共団体等(国公立大学等)及び事業 備等が行われた。特に影響の大きかったものとして、2 2014年に批准し、この間に国内ではいくつかの法整 利に関する条約 おいては努力義務となった。そして、周知のとおり、本 つまり、障害のある人に対して、正当な理由なく、 の推進に関する法律(障害者差別解消法)」がある。 016年4月に施行した「障害を理由とする差別の解消 してきた。2008年に発効された国連の「障害者の権 昨今、障害分野をとりまく社会的な動向は大きく変化 (私立大学等) における不当な差別的取り扱いの禁止、 (障害者権利条約)」について、日本も また、合理 本法 障害

> 的義務となった。 からは事業者(私立大学等)においても合理的配慮が法

本法の具体的な解釈等については、内閣府の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針*2」が参理由とする差別の解消の推進に関する対応指針をとりまとめることになっており、教育関する対応指針をとりまとめることになっており、教育について**3」を確認する必要がある。各大学においてガイドラインや規程等を整備するにあたっては、法律そのものだけでなく、これらの文書等を勢照する立とが有効ものだけでなく、これらの文書等を参照することが有効ものだけでなく、これらの文書等を参照する対応指針の策定であり、コンプライアンスの側面からもこれらの文書等であり、コンプライアンスの側面からもこれらの文書等であり、コンプライアンスの側面からもこれらの文書等の内容に十分留意する必要があるだろう。

書等を確認していただくと、この法律が社会や大学等の 書等を確認していただくと、この法律が社会や大学等の 無によってその権利に差が生じないことを目指すもので ないということが読み取れるだろう。あくまで、本来、 はないということが読み取れるだろう。あくまで、本来、 で、本来、

しっかりと向き合っていくことが必要なのである**4。 が示されているに過ぎない。本法を適切に理解し、障害が示されているに過ぎない。本法を適切に理解し、障害が示されているに過ぎない。本法を適切に理解し、障害 あある学生に対する権利保障を達成することは重要であるが、もう一つの重要な側面は、大学の価値を維持・向 とさせるために、つまり、大学としての社会的使命を果上させるために、でまり、大学としての社会的使命を果たすためにも、障害のある学生に対する支援についても とっかりと向き合っていくことが必要なのである**4。

2 |基本的な考え方など 文部科学省 検討会報告「第三次まとめ」

障害のある学生の支援に関する法的な枠組み等は前述にはじまり、主要なトピックスに関しては関係者のヒアに関する検討会(令和5年度)*5」(以下、検討会)のに関する検討会(令和5年度)*5」(以下、検討会)の本検討会は、2023年5月~2024年1月にかけて本検討会は、2023年5月~2024年1月にかけて本検討会は、2023年5月~2024年1月にかけて本検討会は、2023年5月~2024年1月にかけて本検討会は、2023年5月~2024年1月にかけて本検討会は、2023年5月~2024年1月にかけて本検討会は、2023年5月~2024年1月にかけており、主要なトピックスに関しては関係者のヒアは関する法的な枠組み等は前述

立つものとなるだろう。 三次まとめ」で記載されている内容についての解釈に役ついては、全ての資料及び議事録が公開されており、「第整理・ディスカッションを行っている。検討会の様子にリングを行うなど、本分野で必要な情報や課題について

併せて参照していただくことを前提としている。を行っているものであるため、過去のまとめについてもる。内容の一部についてはアップデートに該当するものだートしたものではないということに留意する必要があまず、「第二次まとめ」の前提であるが、過去に取りままず、「第三次まとめ」の前提であるが、過去に取りま

(第三次まとめ」では、第1章で現状を整理し、第2章 を比較すると興味深い割合となっている。第3章では本と比較すると興味深い割合となっている。第3章では本と比較すると興味深い割合となっている。第3章では本と比較すると興味深い割合となっている。第3章では本と比較すると興味深い割合となっている。第3章では本と比較すると興味深い割合となっている。第3章で現状を整理し、第2章

がなされている。

境整備(いわゆる事前的改善措置)を講じることの重要 立大学も含めた全ての大学において合理的配慮の義務化 ため、各大学や全ての教職員が十分に理解しておく必要 者差別解消法等の解釈はもとより、大学において障害の こでは、基本的な考え方の前提として「障害の社会モデ 学生支援に関する基本的な考え方が整理されている。こ するにあたっての基盤となるため、各大学において十分 務等の位置づけにはなってい 性についても言及している。 がスタートしていることをふまえて、その基盤となる環 があるだろう。また、改正障害者差別解消法により、私 ある学生の支援を考える際に必ず必要となる前提である に認識しておく必要がある。 ル」について言及している。社会モデルの考え方は、障害 第1章から第4章までを前提として、第5章では障害 事前的改善措置は法的な義 ないが、合理的配慮を提供

害のある学生の意思表明を促す取組についても言及してる考え方、教職員の対応要領・ガイドライン等、また、障つ多くの大学にとって課題となっている根拠資料に関すさらに、第5章では合理的配慮の提供に関して重要且

通認識が必要になるだろう。 慮を提供するためのフロー等への反映、及び教職員の共な考え方について各大学内における支援体制や合理的配いる。いずれも重要な項目であるため、これらの基本的

―具体的な対処の取組など 文部科学省 検討会報告「第三次まとめ」

3

りであるが、ここではそれぞれの概要を簡単に紹介する。項目としては次の8点でいずれも重要なトピックスばか考え方と具体的な対処の取組についてとりまとめている。第6章においては、障害学生支援における諸課題への

(1)学内の体制整備

らに、支援体制の構築にあたってキーパーソンとなる支は一過性のものではなく、定期的な研修の一つ(例えば、めのFD・SD等も必要である。また、このような研修の一の、これらの認識を多くの教職員と共有するたい () であり、これらの認識を多くの教職員と共有するたい () である。されている。特に、役員・管理職の適切な認識は不可欠があり、これに対している。

且つ安定的な人員の配置・育成が大切である。インフラ的な機能の一つであることをふまえて、継続的援担当者の配置に課題がある。障害学生支援は大学等の

②合理的配慮の提供における諸課題

各大学において、合理的配慮の提供フロー等の構築が各大学において、合理的配慮の提供フロー等の構築が高さして、一度決定した配慮内容を柔軟に変更するこの提供が難しくなっている実態がある。さらに、同様のの提供が難しくなっている実態がある。さらに、同様のの提供が難しくなっている実態がある。さらに、同様のの提供が難しくなっている実態がある。さらに、同様のの提供が難しくなるといった固定化の説は、本道の方容決定の長期として、一度決定した配慮内容を柔軟に変更することが難しくなるといった固定化の課題も生じている。具体的には、本道の方法が対して、一度決定した配慮内容を柔軟に変更することが難しくなるといった固定化の課題も生じている。

(3)紛争の防止・解決

防止・解決のための第三者組織については、各大学での行われているプロセスを「紛争」というが、この紛争の障害のある学生と大学等との間で相互に要求と拒絶が

望まれる。
望まれる。

並れており、各大学での適切な対応、及び体制構築がおがい、大学等と障害のある学生との信頼関係の構築らず、オープンキャンパスや大学説明会等、また、入学らず、オープンキャンパスや大学説明会等、また、入学がある。また、学内での修学支援のみないがである。また、学内での修学支援のみないがである。また、学内での修学支援のみないがである。

「はいても不適切な対応事例が生じていることが指摘されており、各大学での適切な対応、及び体制構築が関されており、各大学での適切な対応、及び体制構築が出ている。紛争防止・解決のプロをのあり方が課題となっている。紛争防止・解決のプロ

切ではない。

(4)オンライン学修における合理的配慮の在り方
地の環境調整や教育・学修方法の変更等と同様に、合理的配慮の内容の一つとしてオンライン学修は選択肢に理的配慮の内容の一つとしてオンライン学修は選択肢に可能によって、本人の意向の尊重及び教育の質の担保の留意する必要がある。一方で、対面授業における環境の留意する必要がある。一方で、対面授業における環境の留意する必要がある。一方で、対面授業における環境ののではないことに、本人の意向の尊重及び教育の質の担保の事情によって、本人の意向の尊重及び教育の質の担保の関点を踏まえずにオンライン学修の措置を行うことは適観点を踏まえずにオンライン学修の措置を行うことは適観点を踏まえずにオンライン学修の措置を行うことは適観点を踏まえずにオンライン学修の措置を行うことは適切ではない。

(5)合理的配慮とテクノロジーの活用

テクノロジーを活用した支援は、大学等での授業や試 を資料等のアクセシビリティの保障ができること、さら を資料等のアクセシビリティの保障ができること、さら で、様々な場面で学生本人の学修活動への参加の保障に で、様々な場面で学生本人の学修活動への参加の保障に で、様々な場面で学生本人の学修活動への参加の保障に で、大学等は学内にテクノロジーを活用した 支援ができる体制を整えることが期待される。一方で、 でのことが検証されないまま利用が続けられている例が そのことが検証されないまま利用が続けられている例が あるとの指摘もあるため、適宜モニタリングを行うなど、 十分な質的評価を実施することが求められる。

⑥障害のある学生の就職等の支援

慮した対応が必要である。 ©書のある学生がキャリア・就職支援について、十分 のではのではですがある。また、選択肢や支援は画一的なものでは の必要がある。また、選択肢や支援は画一的なものでは のがあるではですがあることに留意す

(7)障害のある学生の災害時対策

教職員等とも共通認識を持つことが重要である。で念頭に置いた防災訓練を実施すること、また、周囲の学生が適切に避難行動を取るために有効な手立てとなる。学生が適切に避難行動を取るために有効な手立てとなる。を念頭に置いた防災訓練を実施すること、また、周囲のを念頭に置いた防災訓練を実施すること、また、周囲の変にでいる。

8大学等と国・地域・企業・民間団体等との連携

行う企業や民間団体と連携することも有効である。 で大学等との連携、障害のある学生や大学等のサポートをあるが、一方で大学等が単独で対応することが難しい場合の取組への参加に加え、国や自治体の支援の活用や地域内の取組への参加に加え、国や自治体の支援の活用や地域内の大学等との連携、障害のある学生や大学等が能動的に組織内の支援体制

域のネットワークがあるかどうかを確認し、積極的に参 を進めるための人員配置については、各大学等の抜本的 生にとって、さらに大学にとって効果的に障害学生支援 継続的に配置できるのかが大きな課題となっている。 が存在しないエリアでも、近隣の大学等との繋がりを持 加すること、また、現時点ではそのようなネットワーク されているエリアに、障害学生支援に関する近郊又は広 成することなどの必要性が示されている。各大学が設置 構築や高等教育分野全体で専門的知識を有する人材を育 な改革が必要になる側面であると考えている。 ることに加えて、各大学等がそのような人材を安定的 あたっても有効なものとなるだろう。一方で、 人材の確保については、本分野全体での育成が重要であ つことは学内での支援体制の構築や合理的配慮の提供に 専門的な 学

おわりに

を紹介した。しかしながら、いずれも概要的な内容にとるにあたって重要な指針となる「第三次まとめ」の要点響を概観し、併せて大学等が今後の障害学生支援を考え本稿では、改正障害者差別解消法が大学にもたらす影

確認いただくことを期待している。どまっているため、内容の詳細についてはそれぞれにご

の要素になると考えている。

また、最後に改めて本稿の冒頭に記述した問いに立ちの要素になると考えている。

などが変化するわけでなく、それらを確保するためにもなどが変化するわけでなく、それらを確保するためにもなどが変化するわけでなく、それらを確保するためにもとは不可欠である。障害学生支援にどのように向き合っとは不可欠である。障害学生支援にどのように向き合っているかということは、それぞれの大学の質を問う一つの要素になると考えている。

- %- https://www.jasso.go.jp/statistics/gakusei_shogai_syugaku/
- ※ https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/kihonhoushin/honbun.html
- ※ https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/mext_02599.html
- ※4 大学にとっての主たるステークホルダーは学生であるが、障害者差
- ‰ https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/123/index.html

一同志社大学の取り組みを通して一障がい学生支援のこれから私立大学における

松川 真美

アクセシビリティ支援室長前スチューデントダイバーシティ・同志社大学理工学部教授・

1 平等な学びの保障に向けたアクションを

ら「障がい学生支援制度」をスタートした。そして翌年、1949年に日本で初めて大学入学試験での点字対応を1949年に日本で初めて大学入学試験での点字対応を主がいからでは、その後、視覚障がいから、聴覚に対 Adams Keller氏の講演は、同志

別・性的指向・性自認をもつ学生が、学生生活を送るう する」のではなく、障がいのあるなしにかかわらず「講 ペルニクス的転回であった。障がい学生に補助を「提供 は 学長諮問機関の「障害者問題委員会」は「障がい者支援 えで必要かつ適切な支援の機会が得られるよう、また学 社大学のSDA室は、障がい学生支援と共に、多様な性 がいだけでなく、性別・性的指向・性自認、文化、宗教 たな節目を迎えた。ダイバーシティという言葉には、障 援室」は2021年4月に「スチューデントダイバーシ がいの支援内容を統合し、同志社大学の「障がい学生支 的な内容といえよう。そして身体障がいと精神・発達障 義を受ける権利の保障」を明示したこの答申は、今日の いる。これは障がい学生支援の考え方の、 な協力体制を推進することを目的としている。 生が相互に尊重し合いながら共生できるように、 国籍などの多様な概念が含まれている。もちろん、同志 ティ・アクセシビリティ支援室(SDA室)」として新 「障がい学生への合理的配慮」につながる萌芽的かつ先進 『講義補助』ではなく『講義保障』である」と答申して いわゆる、

2 障がいへの理解を深め、学生間の交流を促進

指導、 いる。 に、 期のサポート回数は、 ぞれの専門コーディネーターが、 記録している。もちろん、これらのサポートスタッフの 行っている。実に学生スタッフによる2023年度春学 通訳や移動介助、 室も合理的配慮を適切かつ速やかに提供することを目的 されて、新たなステージを迎えた。 している。 慮に関わる業務に加えて、SDA室は多彩な行事を提供 DA室職員が両校地で活躍している。これらの合理的配 を超える学生がサポートスタッフとして登録され、 合理的配慮の調整と文書作成を担当する。また100名 援は2024年4月に さて、 今出川と京田辺のキャンパスで様々な活動を進めて スケジュール管理や啓発活動も含めて、多くのS サポートスキルの向上も重要である。 両校地に配置された身体と精神・発達障がいそれ 各私立大学が個別に努力してきた障がい学生支 例えば、 代筆など、障がい学生のサポートを サポートを受ける学生、 両校地合わせて延べ1180回 「改正障害者差別解消法」 障がい学生と面談 同志社大学のSDA サポートす スタッフの が施行 P C

> れる。 誤の段階である。 比較して、精神・発達障がいの学生の増加が顕著である。 の手法をそのまま適用することは難しいように見受けら のような方法でお互いが理解できるか、 生の共生・学びの場をどのように設定すればよい の内容の多様さもあって、 身体障がいと異なり、 においても指摘されているように、身体障がいの学生と ただし、近年は日本学生支援機構の実態調査結果報告書 障がいの有無にかかわらず学生が共に学びあう2泊3日 疑似体験することでより理解を深める障がい体験講習会で のChallenged キャンプなど、様々な行事が開催される。 するために毎学期末に行う懇談会や、 る学生がお互いを理解し、 やはり、 精神・発達障がいの場合、障がい より良いサポート体制を構築 身体障がいの体験講習会など サポートする学生と障がい学 参加者が障がいを まだまだ試行錯 か、 ど

3 教職員への周知・情報共有を徹底

比)であろう。多くの学生が学ぶ環境で、いかに効率よ国公立大学の2倍に近い学生数と専任教員数の比(ST玄て、同志社大学を含めて、私立大学の大きな特徴は、



Challengedキャンプ

それぞれに考える) (第2回)」、「精神・ 催した。この研修会では、教職員が段階的に障がい学生 SDA室では、改正法施行への準備として、2023年 学生支援の基本であるが、必ずしも現場では 理的配慮をどのように検討すればよいのか 生への修学支援の基礎知識(第1回)」、「授業における合 の姿と合理的配慮について学べるよう、「障がいのある学 度は各種のパンフレットやビラを作成し、 ないか、という判断も重要となる。そこで、 のできない資質と能力を得るためには、各講義の「教育 ならない。もちろん、学びにおける合理的配慮は障が い学生支援と合理的配慮の考え方を十分理解しなければ 配慮を提供できるかは、すべての私立大学が抱える大き く適切な障がい学生支援を行うことができるか、 ある学生への理解と対応(第3回)」とレベルや趣旨を変 て、3回にわたって教職員向けのオンライン研修会を開 ついて、教職員への広報を繰り広げた。夏から秋にかけ の質の確保」、つまり、支援の内容が教育の質を下げてい な課題である。この実現のためには、まず教職員が障が 一というものではない。大学の卒業生として欠くこと 発達に障がい 合理的配慮に (理系と文系 同志社大学 「支援が必 合理的

めた。

「教職員が欲しい情報」の提供に努い、専門性に応じた「教職員が欲しい情報」の提供に努い、専門性に応じた「教職員が欲しい情報」の提供に努い、専門性に応じた「教職員がの立場から質問する形とは、事と理系の教員がそれぞれの立場から質問する形とは、事門性に応じた「教職員が興味を抱くようが、事門性に応じた「教職員が興味を抱くようが、事門性に応じた「教職員が興味を抱くようが、事門性に応じた「教職員が興味を抱くよう」という。

4 手探りの中で進められる教員の合理的配慮

しかし……正直なところ、同志社大学のすべての教職目が障がい学生支援の現状と合理的配慮について、そして合理的配慮を提供するSDA室の業務について正しく理解しているかどうかは、いまだに疑問の残るところで類を受け取り、とまどう教員もまだ多いと聞く。そして、類での質の確保や合理的配慮実施に伴う過重負担と、「障がい学生のために」という思いの狭間で、各教員が悩みながら配慮に関する判断を迫られる状況は十分に起こりうる。例えば、合理的配慮として自分の講義をリアルタイムで遠隔授業に対応できるのかなど、様々な判断の際イムで遠隔授業に対応できるのかなど、様々な判断の際イムで遠隔授業に対応できるのかなど、様々な判断の際イムで遠隔授業に対応できるのかなど、様々な判断の際イムで遠隔授業に対応できるのかなど、様々な判断の際イムで遠隔授業に対応できるのかなど、様々な判断の際イムで遠隔授業に対応できるのかなど、様々な判断の際では、教員は苦渋するだろう。そして、実は、これらの合いで、教育の質が対している。

学で講義を担当する非常勤の教員も大きな課題に直面 は、 とは大変難しいが、合理的配慮を適切に実施するために どのように教員をサポートする体制を考えるか、過重負 際には、 推察される。 可能性もあり、 担をどのように判断するのか……。その答えを見出すこ テーションスキルの真髄まで及ぶことはできない。今後、 いるが、実際各教員の講義の内容、そしてそのプレゼン 遠隔授業などを実施するに際して学内でも検討を始めて 理的配慮の内容に関する判断、 ている。大学ごとに少しずつ合理的配慮の対応が異なる 避けられない問題であると考える。また、複数の大 各教員のスキルも大きな要素となる。もちろん、 その負担は専任教員のそれより大きいと 特に過重負担を判断する

5 障がいのある留学生への対応をどうすべきか

修会は日本語で提供されており、完全な外国語対応までいる。ただし、現在のところ、教職員向けオンライン研は、必要に応じて合理的配慮の提案書を英語で提供してある留学生も増加しつつある。同志社大学のSDA室で一方、国際化の大きな流れに沿って、近年は障がいの

の対応も必要になると考える。及んでいない。今後は日本語以外の言語を話す教員向け

とうも、悲観的なコメントばかりで恐縮であるが、もどうも、悲観的なコメントばかりで恐縮であるが、もだうも、悲観的なコメントばかりで恐縮であるが、もどうも、悲観的なコメントばかりで恐縮であるが、もどうも、悲観的なコメントばかりで恐縮であるが、もどうも、悲観的なコメントばかりで恐縮であるが、もどうも、悲観的なコメントばかりで恐縮であるが、も

6 私立大学ならではのメリットとは

立大学の多様性にほかならない。私立大学では障がい学時害者差別解消法の施行は、国公立大学より困難で、解障害者差別解消法の施行は、国公立大学より困難で、解すると国公立大学よりはるかに多いのだろうか。私立大学決の難しい大きな課題でしかないのだろうか。私立大学、の難しい大きな課題でしかないのだろうか。私立大学、の難しい大きな課題でしかないのだろうか。私立大学、の主

彼らにとって、大きな財産となるはずである。 学生の多くから、障がいに対する視点が変わったという 当の意味を実感することができた。昨秋のイベントでは、 生と接し、あるいはそのサポートを通してお互い ろうか。そしてこの学びは、将来社会人として活躍する の学生を対象に、大学の垣根を越えて「障がい」をキー その多様性と数の力が大きな意味を持つ。例えば、多く コメントが寄せられている。このように、私立大学は、 いの体験に自主的にチャレンジした。そして、参加した では多くの学生が参加し、障がいがあるということの本 実現されている。また、障がいを疑似体験するイベント ではサポートスタッフと障がい学生が交流し、学ぶ場が し学びあう機会は多い。 ワードとした新たな学びの場も形成できるのではないだ 両校地合わせて400名以上の学生が、視覚や身体障が 実際、 前述のように同志社大学 に理解

おわりに

状態であることは否めない。しかし、合理的配慮を通して、である。特に精神・発達障がい学生への支援は手探りの私立大学における障がい学生支援はまだまだ発展途上

している次第である。

がい学生が真の実力を発揮できる環境を保障し、その障がい学生が真の実力を発揮できる環境を保障し、共産がい学生が真の実力を発揮できる環境を保障し、その



秋学期末全体懇談会



身体障がい体験講習会(下肢障がい)



身体障がい体験講習会(視覚障がい)